

認定個人情報保護団体の認定について

令和2年9月18日に工業会 日本万引防止システム協会から個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第47条第2項に規定する認定個人情報保護団体の認定に係る申請がなされた。

同申請について、認定個人情報保護団体の認定等に係る指針（平成29年個人情報保護委員会告示第7号）に基づき審査した結果（別添1及び2）、法第49条各号のいずれにも適合すると認められるため、下記のとおり認定のうえ、公示することとしたい。

記

1 申請団体の概要

(1) 名称

工業会 日本万引防止システム協会

(2) 所在地

東京都新宿区四谷1-6-1 YOTSUYA TOWER 7階

(3) 代表者

会長 稲本 義範

(4) 団体の目的

流通業界の健全な経営、また青少年の非行防止という産業的、社会的役割を果たすべく、万引防止システムを製造、販売、サポートする企業の業界団体として、行政機関、関連業界団体とも連携をとり、業界の健全な発展と安全で豊かな国民生活に寄与することを目的とする。

(5) 会員数（令和2年9月1日現在）

45社

正会員 : 33社

賛助会員 : 6社

特別会員 : 6社

(6) 対象事業者（申請時点で同意している者）

7社

2 認定通知文書（別添3）

申請団体に対し、法第47条第1項の規定に基づき認定する旨を通知する。

3 登録免許税納付通知書（別添4）

申請団体に対し、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第2条に基づき認定個人情報保護団体に課される登録免許税について、同法第24条第2項に基づき納付の期限及び書類を定め、通知する。

以上

認定個人情報保護団体の申請書及び添付書類一覧

工業会 日本万引防止システム協会

提出しなければならない書類	提出された書類
○政令第 19 条第 1 項 次に掲げる事項を記載した申請書 一 名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名 二 認定の申請に係る業務を行おうとする事務所の所在地 三 認定の申請に係る業務の概要（対象事業者が取り扱う情報が個人情報又は匿名加工情報のいずれであるかの別を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定個人情報保護団体認定申請書
○政令第 19 条第 2 項第一号 定款、寄附行為その他の基本約款	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本万引防止システム協会規約 ・ 日本万引防止システム協会への入会基準
○政令第 19 条第 2 項第二号 認定を受けようとする者が法第 48 条各号の規定に該当しないことを誓約する書面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定を受けようとする者が個人情報の保護に関する法律第 48 条各号の規定に該当しないことを誓約する書面
○政令第 19 条第 2 項第三号 認定の申請に係る業務の実施の方法を記載した書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ JEAS 認定個人情報保護団体 業務実施規程 ・ JEAS 研修業務等規則 ・ JEAS 苦情処理規則 ・ JEAS 認定業務監査規程
○政令第 19 条第 2 項第四号 認定の申請に係る業務を適正かつ確実にを行うに足る知識及び能力を有することを明らかにする書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 2 年度 工業会 日本万引防止システム協会組織図 ・ 認定個人情報保護団体申請のための役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類 ・ 顔画像を利用した来店客検知システムパンフレット ・ 人的警備と画像システムの効果的活用パンフレット ・ 防犯カメラや画像認識システムの安全利用のお勧めパンフレット ・ 工業会 日本万引防止システム

提出しなければならない書類	提出された書類
	協会 令和2年度通常総会議案書
<p>○政令第19条第2項第五号 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工業会 日本万引防止システム協会令和2年度通常総会議案書-令和元年度事業報告、収支決算の件 ・工業会 日本万引防止システム協会令和元年度通常総会議案書-平成30年度事業報告、収支決算の件 ・貸借対照表（2020年3月31日現在） ・貸借対照表（平成31年3月31日現在） ・財産目録（2020年3月31日現在） ・財産目録（平成31年3月31日現在） ・認定事業を実施する3年程度の事業規模
<p>○政令第19条第2項第六号 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認定個人情報保護団体申請のための役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類
<p>○政令第19条第2項第七号 対象事業者の氏名又は名称を記載した書類及び当該対象事業者が認定を受けようとする者の構成員であること又は認定の申請に係る業務の対象となることについて同意した者であることを証する書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業者の名称及び当該対象事業者が認定を受けようとする者の構成員であることを証する書類 ・工業会 日本万引防止システム協会（JEAS）会員一覧
<p>○政令第19条第2項第八号 認定の申請に係る業務以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要を記載した書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度 業務の種類及び概要
<p>○政令第19条第2項第九号 その他参考となる事項を記載した書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工業会 日本万引防止システム協会 ご案内

認定個人情報保護団体の認定の審査結果

工業会 日本万引防止システム協会

認定の基準		事由
一 法第49条第1号関係		
イ 認定業務を行う組織及びその運営について明確かつ合理的に定められており、次のいずれにも適合するものであること。	適合	JEAS 認定個人情報保護団体業務実施規程において認定業務を行う組織及び運営について規定されている。
(1) 認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用しないことについて適切かつ明確に定められていること。	適合	JEAS 認定個人情報保護団体業務実施規程第7条において規定されている。
(2) 認定業務の実施状況について、少なくとも、年1回、個人情報保護委員会に報告することとしていること。	適合	JEAS 認定個人情報保護団体業務実施規程第4条第五号において規定されている。
ロ 個人情報保護指針が「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第7号）、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第8号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）その他個人情報の保護に関する法律に係る告示等に準拠していること。	適合	個人情報保護指針はガイドライン等に準拠していることが認められる。
ハ 苦情の処理に係る業務について、次のいずれにも適合するものであ		

認定の基準		事由
ること。		
(1) 当事者の一方に偏することなく公平に業務が実施される体制が確保されていること。	適合	JEAS 監査規程、JEAS 認定個人情報保護団体業務実施規程第 8 条及び JEAS 苦情処理規則第 1 条において規定されている。
(2) 対象事業者が確実に苦情の処理に応じることが確保されていること。	適合	JEAS 認定個人情報保護団体業務実施規程第 15 条第 7 項において規定されている。
(3) 苦情の処理について公正な第三者の意見を踏まえることができる体制が整備されていること。	適合	JEAS 苦情処理規則第 7 条において規定されている。
ニ 対象事業者に対する情報の提供の方法について、次のいずれにも適合するものであること。		
(1) 情報の提供の目的が、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要なものであること。	適合	JEAS 研修業務等規則第 2 条及び第 4 条第 2 項において規定されている。
(2) 情報の提供の目的を達成するために必要な実施内容、実施の体制及び実施の計画が整備されていること。	適合	JEAS 研修業務等規則第 4 条第 1 項及び第 4 条第 3 項において規定されている。
ホ 法第 47 条第 1 項第 3 号に規定する業務について、次のいずれにも適合するものであること。		
(1) 対象事業者に対して個人情報保護指針を遵守させるための指導、勧告その他の措置を行う体制が整備されていること。	適合	JEAS 認定個人情報保護団体業務実施規程第 4 条第四号、第 15 条第 2 項及び第 15 条第 4 項において規定されている。
(2) 対象事業者における個人データの漏えい等の事案が発生した場合の対応（個人情報保護委員会への報告を含む）が適正かつ明確に定めら	適合	JEAS 認定業務規程第 4 条第五号及び第 15 条第 3 項において規定されている。

認定の基準		事由
	れていること。	
	(3) その他必要な業務の目的が、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要なものであること。	適合 JEAS 研修業務等規則第2条及び第5条第1項において規定されている。
	(4) その他必要な業務の目的を達成するために必要な実施内容、実施の体制及び実施の計画が整備されていること。	適合 JEAS 研修業務等規則第5条において規定されている。
二 法第49条第2号関係		
	イ 認定業務を適正かつ確実に行うための組織が存在すること。	適合 令和2年度工業会日本万引防止システム協会組織図において認められ、また、JEAS認定個人情報保護団体業務実施規程第5条において規定されている。
	ロ 認定業務を適正かつ確実に行うために必要かつ適切な人員等を整備していること。	適合 令和2年度工業会日本万引防止システム協会組織図及び認定組織の責任者の氏名役職と経歴等において認められる。
	ハ 認定業務を相当な期間維持することが可能な程度に経営状態が良好であること。	適合 過去2年度は連続して黒字決算であり、また、認定事業を実施する3年程度における収支の見込みも堅実に見積もられたものと認められることから、認定業務を相当な期間維持することが可能な程度に経営状態が良好であると認められる。
	ニ 債務超過の状態にないこと。	適合 過去2年度の貸借対照表において、債務超過の状態にない。
三 法第49条第3号関係 認定の申請に係る業務以外の業務を		適合 万引防止システムを製造、販売、サポートする企業の

認定の基準		事由
<p>行っている場合には、当該業務を行うことによって認定の申請に係る業務が不公正になるおそれがないこと。</p>		<p>業界団体として、認定申請に係る業務以外にも、心臓ペースメーカー等医療機器装着者との共存を図るための活動、機器の信頼性アップのための対策推進、解除器の盗難流通防止活動、業界発展を目的とした調査活動等を行っているが、それらによって、認定の申請に係る業務が不公正になるおそれがない。</p>

個情第 号
令和2年 月 日

工業会 日本万引防止システム協会
会長 稲本 義範 殿

個人情報保護委員会委員長 丹野 美絵子

認定個人情報保護団体の認定について

令和2年9月18日付で申請があった上記の件については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第47条第1項の規定に基づき、 月 日付で認定する。

個情第 号
令和2年 月 日

登録免許税納付通知書

工業会 日本万引防止システム協会
会長 稲本 義範 殿

個人情報保護委員会委員長 丹野 美絵子

このたび、貴団体を個人情報の保護に関する法律第47条第1項の規定に基づき、認定個人情報保護団体に認定をしたので、登録免許税法第2条、第3条及び第24条第1項の規定に基づき、下記のとおり登録免許税を納付期限までに納付し、領収証書を別添^{<添付略>}「登録免許税領収証書届出書」に貼付し、当委員会に提出してください。

なお、納付期限を経過した場合は、国税通則法第60条第1項の規定により延滞税が加算されます。

記

- 1 登録免許税の額 9万円
- 2 納付すべき場所 日本銀行（本店・支店・代理店・歳入代理店（郵便局を含む））又は麴町税務署
- 3 納付期限 令和2年 月 日
（登録免許税領収証書届出書提出期限）